

令和3年10月28日開会

第732回むつ市教育委員会

参 考 資 料

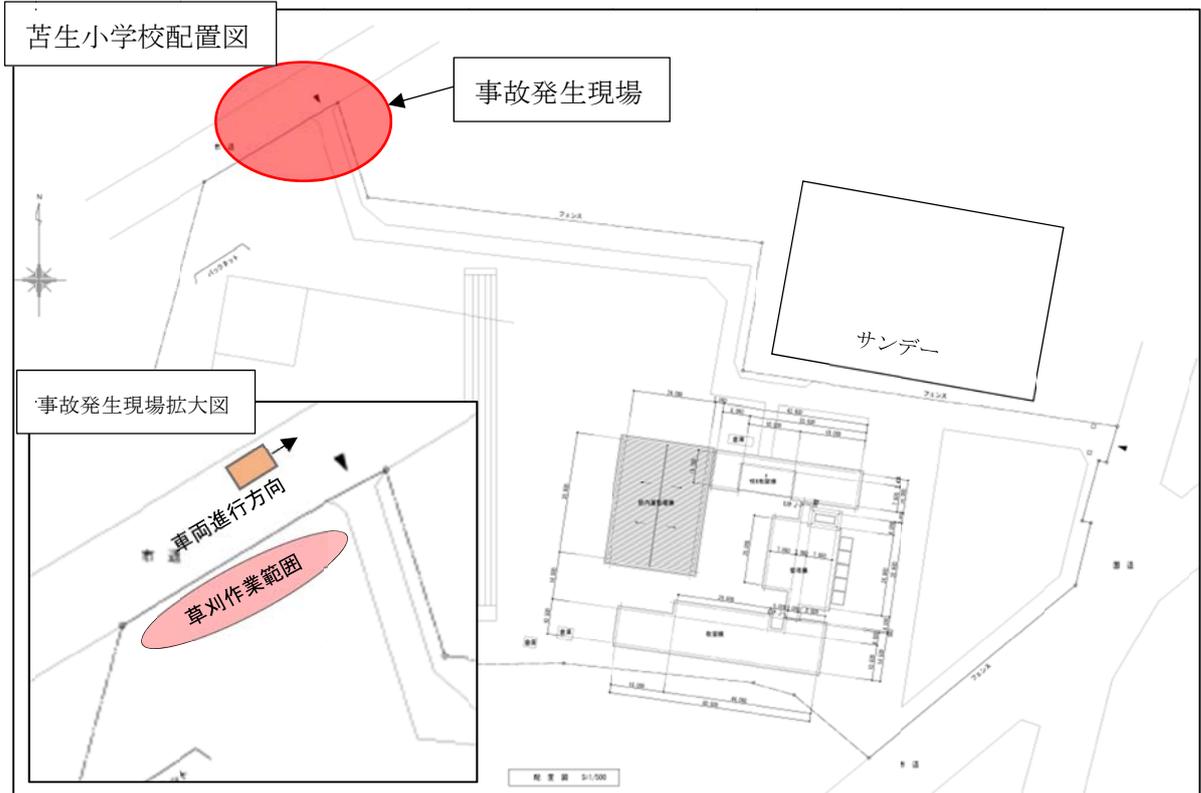
報告第1号 1頁

報告第3号 5頁

報告第一号 参考資料

自動車破損事故報告書

学校名 むつ市立苫生小学校
所在地 むつ市金曲1丁目5-10
事故発生場所 学校敷地北側市道内



〈報告事項〉

1、破損物件詳細

車名 スズキ スペーシア
登録番号
所有者 むつ市内在住の個人

2、発生日時

令和3年8月24日 火曜日 午後2時45分頃

3、発生時の状況

学校敷地内の北側、市道と接道している付近の草刈を学校用務員が行った際に、隣接する市道を一時停止中の車両に草刈機によってはじかれた石が飛び、それが車両後方のガラスにぶつかり破損した。事故発生当時、下校時間と重なり、児童が横断歩道を歩行中であったため、車両は道路上で一時停止していた。

4、対応

破損した車両は走行には支障はない。修理は所有者の希望により有限会社菊池整備(コバックむつ大曲店)にて修理等の見積を作成し、こちらに提出された。令和3年10月13日示談。

5、修理金額

67,738 円

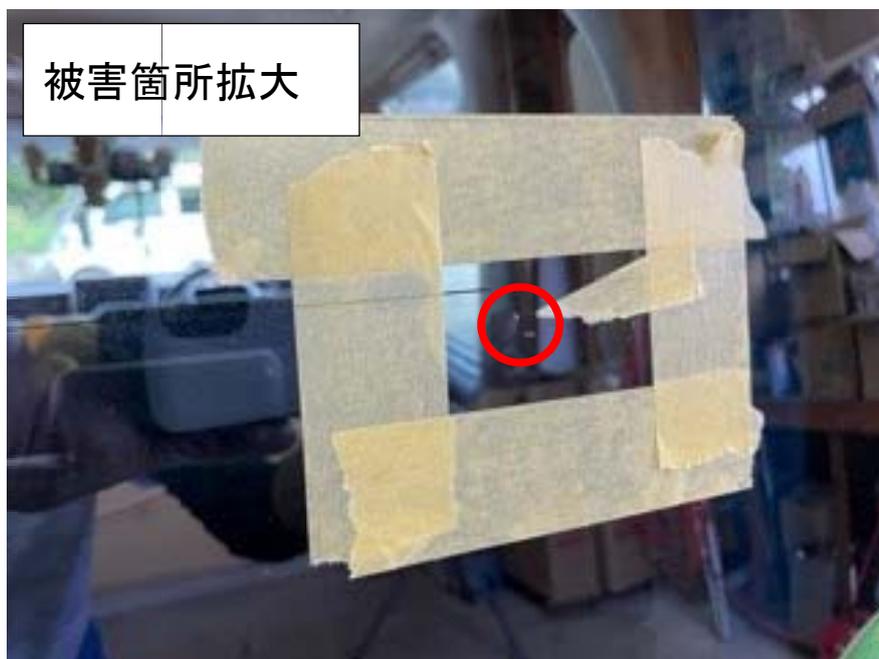
事故発生現場航空写真



車両被害箇所



被害箇所拡大



報告第三号 参考資料

む教総第1373号
令和3年9月30日

小中学校校長 各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

10月1日以降の学校活動について

日頃より、校長各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、学校活動の一部自粛や制限等につきましては、令和3年9月10日付けむ教総第1257号により9月30日までの措置として対応しております。

つきましては、今後の校外活動等及び部活動については、下記のとおりのお取り扱いとさせていただきますので、各校におかれましては、引き続き感染予防対策を十分に実施した上での活動に努めていただくようお願いいたします。

また、今後、むつ市内の感染状況が悪化し、これらの措置を変更せざるを得ない状況になった際には、速やかにお知らせいたします。

なお、参考として、青森県教育委員会において9月28日付けて発出された、青教育第1017号の文書を添付しております。

記

○校外活動について

- ・むつ下北地域在住の方と接する校外活動については制限なし。
- ・むつ下北地域以外の方と接する可能性のある校外活動については、事前に教育委員会に行程を提出し、感染予防対策が十分であると教育委員会が判断した場合には、実施できる。

○部活動について

- ・部活動は通常どおりの活動とする。
- ・対外試合等について制限をもうけない。
- ・下北地域以外で行われる場合には、事前に行程を提出し、感染予防対策が十分であると教育委員会が判断した場合には、参加できる。
- ・スポーツ少年団等についても同様の対応を依頼する。

以上

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 22-1111(内線3110)

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

10月1日以降の対外試合等に関する対応について

日頃より、校長各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための部活動等における対外試合等の対応につきましては、令和3年9月10日付けむ教総第1257号により、9月30日までの措置として対応しているところであります。

このことについて、次のとおりの取扱いとさせていただきますので、各校におかれましては、引き続き感染予防対策を十分に実施した上での活動に努めていただくようお願いいたします。

なお、参考として、青森県教育委員会において9月28日付けで発出された青教ス第734号の文書を添付しております。

1. 対外試合について

対外試合等については、制限をもうけない。ただし、下北地域以外で行われる場合には、事前に学校を通じて行程を提出し、感染予防対策が十分であると教育委員会が判断した場合には、参加できる。

また、参加に当たっては、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域(都道府県、市町村)の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加できることとする。この場合、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、万全の感染防止対策を講じること。

なお、スポーツ少年団等の任意の団体については、上記の内容に準じた形で対応するよう各団体に要請する。

【参加する際は】

- ① 毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、喉の痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合は、参加しないこと。
- ② 競技(運動)の合間や更衣室ではマスク等を必ず着用すること。
- ③ 声援、指示など大声を出さないこと。
- ④ 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗いまたはアルコール消毒を行うこと。
- ⑤ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ⑥ マスクを外した状態での会話は避けること。
- ⑦ マスクを外す飲食の場面では特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所等について工夫すること。

【試合後は】

2週間(平均的な潜伏期間である5~6日は特に)は毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は自宅で療養し、気にかかる症状等があればかかりつけ医(※)に相談し、指示を仰ぐこと。

※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンター(Tel.0120-123-801)に問い合わせること。

2. 練習等活動時の留意事項

(1) 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、喉の痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合は、参加しないこと。

(2) 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにすることともに、換気を徹底すること。

(3) 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離を取り、大声を出さないこと。

(4) 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。

3. 外部人材の活用について

外部人材(日常的に指導に当たっている者を除く)の来校等による直接の指導は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信、オンライン等により実施すること。

【担当】

事務局総務課 工藤

電話 22-1111(内線3110)

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

感染予防に係る今後の対応について

新型コロナウイルスの全国的な感染状況は、8月下旬をピークに新規感染者数が減少傾向にあり、いわゆる「第5波」以前の水準まで沈静化してきたと評価できる状況となっています。

そのような状況下で、政府による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置並びに青森県緊急対策パッケージが9月30日をもって終了し、さらに、むつ市内においてワクチンの接種を希望する者の87.5%が2回の接種を終了している状況にあります。

これらを踏まえ、これまで教育委員会から発出した文書により、原則禁止(自粛)としていた教職員及び児童生徒の市外への出張・私用旅行及び市外からの来訪者・来校者・転入生に関する制限を解除いたします。

皆様におかれましては、下記の事項をご確認いただき、“感染予防対策”と“感染拡大防止対策”に留意しつつ、適切に対応くださるようお願いいたします。

記

移動や来訪者との接触に当たっては、以下の事項を遵守してください。

1. 県外へ移動の際は、事前に校長に口頭で報告し、帰着後は「出張・私用旅行報告書」を校長に提出すること。
2. 私用旅行に際しては、出発前には発熱(37.0度以上)及び風邪症状の確認・接触確認アプリの利用等の対応について、また、旅行先でも手洗い・手指消毒・マスクの着用のほか、会食時を含めソーシャルディスタンスの確保等の感染予防対策を徹底すること。
3. 帰着後、発熱及び風邪症状がある場合は無理に出勤せず、かかりつけ医を受診するか、「受診・相談センター」(33-1891)に相談すること。
4. 同居家族を含め、発熱及び風邪症状がある場合は同様に出勤しないこと。
5. 県外からの来訪者等に対しては、事前に2週間以内の体調を確認すること。
6. 感染の不安がある場合は、各自の判断でPCR検査等を受けること。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
電話 22-1111(内線3110)

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

感染予防に係る今後の対応について

平素より、教育行政につきまして御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの全国的な感染状況は、8月下旬をピークに新規感染者数が減少傾向にあり、いわゆる「第5波」以前の水準まで沈静化してきたと評価できる状況となっています。

そのような状況下で、政府による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置並びに青森県緊急対策パッケージが9月30日をもって終了し、さらに、むつ市内においてワクチンの接種を希望する者の87.5%が2回の接種を終了している状況にあります。

これらを踏まえ、これまで教育委員会から発出した文書により、自粛をお願いしていた児童生徒の市外への私用旅行及び市外からの来訪者に関する制限を解除いたします。

皆様におかれましては、下記の事項をご確認いただき、“感染予防対策”と“感染拡大防止対策”に留意しつつ、適切に対応くださるようお願いいたします。

記

移動や来訪者との接触に当たっては、以下の事項を遵守してください。

1. 県外へ移動の際は、事前に担任へ口頭で報告し、帰着後は「出張・私用旅行報告書」を学校へ提出すること。
2. 私用旅行に際しては、出発前には発熱(37.0度以上)及び風邪症状の確認・接触確認アプリの利用等の対応について、また、旅行先でも手洗い・手指消毒・マスクの着用のほか、会食時を含めソーシャルディスタンスの確保等の感染予防対策を徹底すること。
3. 帰着後、発熱及び風邪症状がある場合は無理に登校せず、かかりつけ医を受診するか、「受診・相談センター」(33-1891)に相談すること。
4. 同居家族を含め、発熱及び風邪症状がある場合は同様に登校しないこと。
5. 県外からの来訪者に対しては、事前に2週間以内の体調を確認すること。
6. 感染の不安がある場合は、各自の判断でPCR検査等を受けること。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111(内線3110)

